

## 第3部 公害の防止に関して講じた施策

### 第1章 公害防止の基本的施策

#### 第1節 府条例および関係規則の整備

##### 第1 大阪府水質審議会条例の制定

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条の規定によって、都道府県に水質審議会を置くこととなり、その組織および運営についての必要な事項を条例で定めることとなったので、昭和46年9月定例府議会の議決を得て昭和46年10月29日に大阪府水質審議会条例を公布した。

##### 第2 大阪府公害防止条例の改正

大阪府域における公害対策の基本的事項については、府公害防止条例の規定により公害対策審議会の意見を聞くこととされていたが、水質審議会条例の制定により、基本的事項のうち水質汚濁防止にかかる部分については、水質審議会の意見を聞くこととされたので、府公害防止条例の一部を改正し、昭和46年10月29日づけで公布した。

##### 第3 規則等の整備

昭和46年度における規則および告示の整備状況は次のとおりである。

#### 1 大阪府公害防止条例の施行期日を定める規則の制定

昭和46年3月に改正された府公害防止条例の施行日を定める規則を昭和46年9月10日づけで公布した。

#### 2 大阪府公害防止条例施行規則の制定

昭和46年9月7日づけの公害対策審議会の答申に基づき、昭和46年3月に改正された公害防止条例の施行規則（規制基準、届出施設等）を昭和46年9月10日づけで公布した。

なお、この規則の施行に伴い、従来の府公害防止条例施行規則および府工場等公害規制基準規則は廃止された。

#### 3 大阪府公害防止条例施行規則の一部改正

昭和46年6月大気汚染防止法施行規則の一部が改正され、いおう酸化物の排出基準

が強化された。これに伴い、府においても昭和47年1月20日づけの公害対策審議会の答申に基づき、いおう酸化物の排出基準を強化することとした。また、騒音・振動にかかる条例施行事務を、従来の31市1町に加えて、昭和47年度から、美原町ほか10町2村にも委任することとし、これらのために施行規則の一部を改正し、昭和47年2月28日づけで公布した。

#### 4 深夜における営業等の制限の特例に関する指定道路の指定

府公害防止条例施行規則第29条第1号および第7号の規定により、知事が指定する道路に接して設けられている飲食店、材料置場等は深夜営業の制限を受けないこととされているので、指定道路として、府下の幹線道路である国道全線（16路線）および主要地方道全線（43路線）を指定し、昭和46年9月22日づけで告示した。

なお、この告示に伴い、従前の指定道路は廃止した。

#### 第2節 公害防止計画の策定準備

公害対策基本法第19条および府公害防止条例第9条の規定に基づく公害防止計画の策定に備え、これに必要な調査研究等を次のとおり実施した。

##### (1) 公害防止計画に関する各種の調査研究

公害防止計画の策定にあたって、昭和46年度に行なった調査研究は次表に示すとおりである。

##### (2) 各種資料の収集および調整

公害の現況をは握し、将来予測を行なうため、公害の種類、因子ごとの発生源調査資料および公害防止計画関連諸計画の資料等の収集ないし調整等を行なった。

##### (3) 関係各省庁および府県市との折衝

公害問題が広域にわたる性格のものであることにかんがみ、関係各省庁および府県市とその対策や防止計画について協議、折衝を行なった。

##### (4) 公害防止計画プロジェクトチームの発足

従来、公害室各課で公害防止計画の策定準備を進めていたが、公害防止計画を昭和47年8月末に策定完了することを目途に、公害防止計画プロジェクトチームを昭和46年9月に発足させた。

公害防止計画策定のための調査研究

項目	調査研究内容	期間	分野	備考
自動車交通に伴う公害対策の研究	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制による公害対策の調査研究 交通量 さらに都市環境面から考えて、交通をどのように規制し、それによってどのような効果が得られるかについて研究した。</li> <li>2 自動車排出ガスの防除装置に関する研究 内外の自動車排出ガスの防除装置について調査を行ない、その性能の比較検討を行なった。</li> </ol>	昭和46年 12月～ 昭和47年 3月	大気汚染 関係	大阪市大 交通問題 研究会に 委託
広域場における大気汚染物質の受容能力の調査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受容能力の計量化の研究</li> <li>2 広域場における大気汚染の物質収支のモデルの研究</li> <li>3 上記1、2の研究を基礎として拡散理論の適用できない状態（静穏時）における高濃度汚染を減少させるための汚染物質の必要削減量を求める調査を実施した。</li> </ol>	昭和46年 11月～ 昭和47年 3月	大気汚染 関係	㈱日立製 作所大阪 営業所に 委託
交差点付近等における自動車排出ガスの拡散計算式の確立等に関する調査	市街地における一酸化炭素汚染防止対策の一環として、モデル計算式を確立して、自動車の走行状態、道路幅、建築物等と道路近傍の汚染との関連性を求める調査を行なった。	昭和46年 11月～ 昭和47年 3月	大気汚染 関係	東京芝浦 電気㈱関 西支社に 委託
公害防除のための計量経済学的研究	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済学的視点に立った公害問題の理論的研究を行なった。</li> <li>2 公害産業連関表により、将来におけるいおう酸化物の負荷量を算出し、それが大阪府下における生産物コスト、総生産額、府民所得等にどのような変動をおよぼすかを計量的に分析した。</li> </ol>	昭和46年 10月～ 昭和47年 3月	大気汚染 関係その 他	社団法人 経済企画 協会に委 託 経済企画 庁と共同
公害防止計画策定のための総合的な研究	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種汚染が人体、動植物などへ与える影響等についての研究 環境基準に定められた目標値（または暫定目標値）を尺度とする汚染水準の指数化を研究した。</li> <li>2 公害防止計画の策定の前提となる生活環境の考え方に関する研究 生活環境とその保全について従来の学説理論を比較考察し、生活環境整備の財政支出効果について研究した。</li> </ol>	昭和47年 2月～ 昭和47年 3月	人体影響 関係その 他	大阪市大 医学部教 授堀内一 弥氏に委 託 竜谷大学 経済学部 助教授船 場正富氏 に委託

項目	調査研究内容	期間	分野	備考	
公害防止 計画策定 のための 基礎デー タ総合解 析	1 府下河川における水質汚濁の予測調査 府下の主要河川、水路等について、市町村別、流域別、汚濁源別に水質汚濁負荷量の現状解析ならびに予測調査を実施した。	昭和46年 11月～ 昭和47年 3月	水質汚濁 関係	㈱日立製 作所大阪 営業所に 委託	
	2 大阪湾における水質汚濁の予測調査 河川等からの流入負荷量を基礎に、大阪湾における汚濁物質の拡散計算を行ない、汚濁の現状解析ならびに将来予測を行なった。		水質汚濁 関係		
	3 広域的な自動車排出ガスの濃度分布の予測調査 府下の主要道路等における自動車交通量等から、自動車排出ガスによる大気汚染状況の現状解析ならびに将来予測を行なった。		大気汚染 関係		
	4 固定発生源による大気汚染物質の濃度分布の予測調査 府下全域を1Km <sup>2</sup> メッシュに区分し、各メッシュごとに工場等からの汚染物質の排出量および汚染濃度の現状解析ならびに将来予測を行なった。		大気汚染 関係		東京芝浦 電気㈱関 西支社に 委託
	5 堺泉北臨海工業地帯による大気汚染物質の濃度分布の予測調査 4と同様の方法によって堺泉北臨海工業地帯による影響等を推計した。		大気汚染 関係		
	6 自動車の騒音による騒音分布の予測調査 府下の主要道路の近傍における自動車交通騒音についての現状解析ならびに将来予測を実施した。		騒音関係		
公害防止 計画策定 のための 公害防止 施設等の 現状およ び将来計 画等に関 する調査	府下の主要工場、事業場のうち、燃料油2Kl/日以上、または用水量300m <sup>3</sup> /日以上約1,100の工場、事業場について、各種汚染物質等の排出の実態、公害防止施設の現状およびこれらの将来計画等についてアンケート調査を実施した。	昭和46年 11月	大気汚染 水質汚濁 産業廃棄 物その他		